

議員提出議案第5号

みよし市議会会議規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

提出者 福安 金之助

賛成者 小嶋 立夫

賛成者 藤川 仁司

賛成者 水谷 正邦

賛成者 阿部 憲明

賛成者 渡邊 郁夫

賛成者 原口 百合子

賛成者 水野 隆市

賛成者 牧田 充生

賛成者 御国 しおん

説明

この案を提出するのは、委員会のオンラインによる方法での開催を可能とするために、みよし市議会会議規則の一部を改正する必要があるからである。

みよし市議会会議規則の一部を改正する規則

みよし市議会会議規則（平成21年三好町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第87条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第87条の2 この章における出席委員には、みよし市議会委員会条例（平成21年三好町条例第45号）第14条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第110条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第122条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第136条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第160条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第160条の2 前条の協議等の場については、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

みよし市議会会議規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(出席委員に関する措置)</u></p> <p><u>第87条の2 この章における出席委員には、みよし市議会委員会条例（平成21年三好町条例第45号）第14条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第110条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u></p> <p>（不在委員）</p> <p>第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>（紹介議員の委員会出席）</p> <p>第136条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p><u>(協議等の場の開催方法の特例)</u></p> <p><u>第160条の2 前条の協議等の場については、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で開くことができる。</u></p>	<p>（委員外議員の発言）</p> <p>第110条 略</p> <p>2 略</p> <p>（不在委員）</p> <p>第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>（紹介議員の委員会出席）</p> <p>第136条 略</p> <p>2 略</p>